

平成27年度病後児保育のご案内

病後児保育(病気明け保育)とは・・・

病後児保育とは、子育て支援事業の一つとして、おおむね10歳までの子どもで、病気やケガの回復期にあつて集団生活も家庭での保育も困難なとき、専用の保育室で一時的に保育を実施するものです。

利用できる児童

※平成27年4月1日から、対象となる子どもの範囲を拡大します！

- ・市内在住の子ども(おおむね10歳まで) *市内在住者は通園・通学していなくても利用できるようになりました
- ・市外在住だが市内の保育所・認定こども園・幼稚園・小学校等に通う児童

この2つのどちらかに当てはまる児童で、病気やケガの回復期にあつて安静が必要であり、かつ保護者の就労、傷病、出産、家族の介護又は看護その他社会的にやむ得ない事情等により自宅での保育が困難な児童

利用できる病気・症状

1. インフルエンザ、水ぼうそう等の感染症で、感染期がすぎたもの
2. ぜんそく等の慢性疾患で、症状の回復期にあるもの
3. 骨折・ケガ等の外傷性疾患で、治りかけのとき
4. その他

※詳しい受入状況については病後児保育室にご確認ください



保育を実施する場所

病後児保育室つぼみ TEL 055-282-8111

南アルプス市桃園 337-30(さくらんぼ保育園内併設)

利用できる時間

月～金曜日 午前8時30分～17時30分

- ・1回の利用期間は7日以内(それ以上利用する時は、再度予約・申請が必要です)
- ・土日祝日、年末年始のほか、市長が必要と認めた日はおやすみです

利用できる定員

1日4名(予約順。満員になった場合、キャンセル待ちができます)

利用の流れ

事前登録

病後児保育の利用を希望する場合、年1回の事前登録が必要です

※ただし、緊急の場合は利用申込と同時の登録も可能です。病後児保育室にご相談ください。

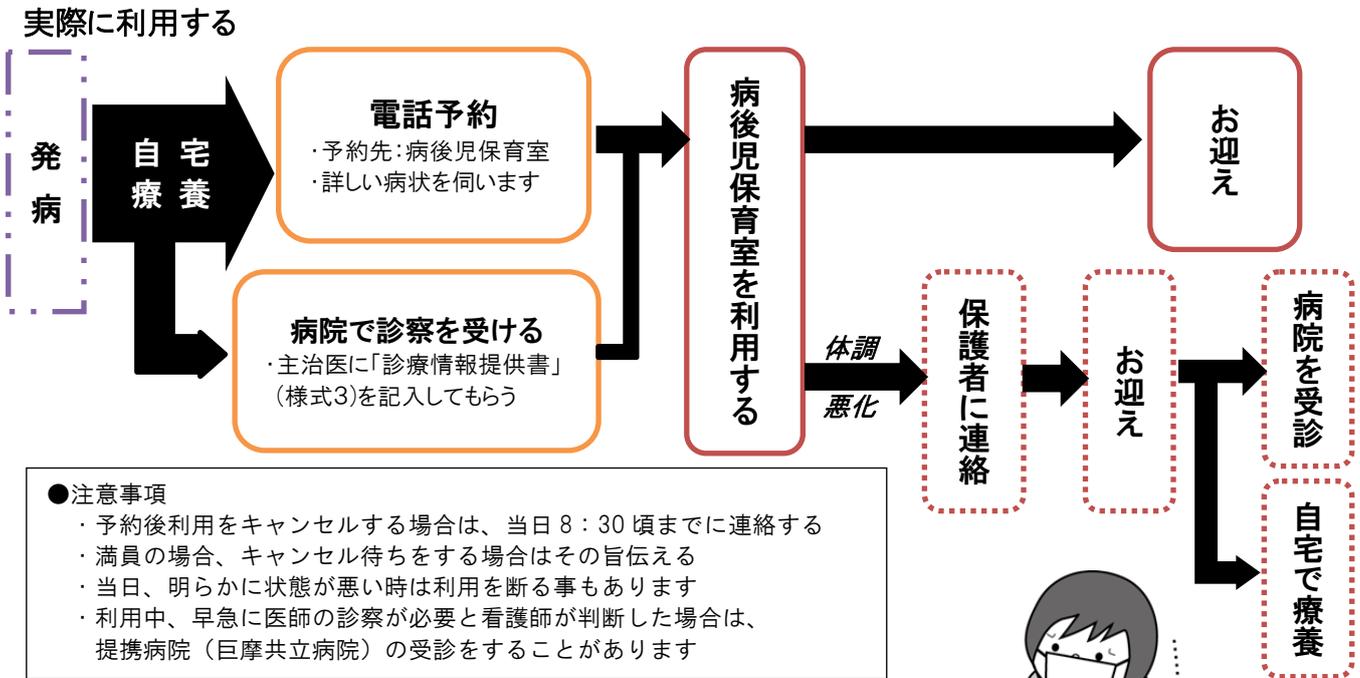
●申込書類配布場所・提出場所

市内保育所・幼稚園・小学校・認定こども園等、
市役所子育て支援課、病後児保育室

●提出するもの

- ・病後児保育利用登録書(様式1)
- ・保護者(父母)の所得課税証明書(市外で市町村民税課税の場合のみ、実際の利用時の提出でOK)
平成27年4月～8月の利用時:平成26年度所得課税証明書
平成27年9月～平成28年3月の利用時:平成27年度所得課税証明書





当日の持ち物

《必ず持参するもの》

- 必要になる書類
 - ・健康保険証・子ども医療費受給者証のコピー
 - ・「病後児保育利用申込書」(様式2)・「診療情報提供書」(様式3)
 - その他持ち物
 - ・利用料
 - ・医師から処方された薬(ある場合)
- ※持ち物にはすべて名前を書いてください！！

《必要に応じて持参するもの》

- ・タオル類(バスタオル・おてふきタオルなど)
- ・紙おむつ・おしりふき
- ・エプロン・着替えなど

保育の内容

- ・専門の看護師・保育士がお預かりして病状・体調の変化等に注意しながら保育を行ないます
- ・食事は体調やアレルギーを考慮して対応していきます
- ・必要に応じて、保護者や提携病院と連絡を取りあい、病状の変化に対応します

利用料金(1日あたり、食事・おやつ代を含む)

	南アルプス市内在住	南アルプス市外在住
一般	2,000円	2,500円
市町村民税所得割 48,600円未満 (4~8月:H26年度 9~3月:H27年度)	1,000円	1,500円
生活保護世帯	無料	

※課税状況が確認できない場合は、2,000円(市外の方は2,500円)になります
 ※1日あたり4時間未満の利用の場合は、上記料金の半額となります。



問い合わせ・連絡先
さくらんぼ保育園病後児保育室つぼみ 8時30分~17時30分
 住所 南アルプス市桃園337-30
 Tel 055-282-8111 Fax 055-282-6419
 E-mail tubomisakuranbo@eos.ocn.ne.jp